

習志野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 令和7年度版

1 目的

習志野市の住宅の耐震化を促進するには、習志野市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、習志野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）において、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化をより一層推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、習志野市耐震改修促進計画を補完する施策として、同計画第3建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、習志野市全域とする。

4 取組内容

年度ごとに、下記の取組みに関して具体的な内容を設定するとともに、実績を把握し評価する。

【普及啓発等】

- (1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み
- (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み
- (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み
- (4) 一般市民への耐震化の必要性に係る普及・啓発

【財政的支援】

対象となる木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費に対する補助を実施

5 アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに、当該年度の取組内容、経済的支援に関する目標及び実績を別紙に記載し、市ホームページにて公表する。

計画	令和7年度取組内容	令和7年度目標
	<p>【普及啓発等】</p> <p>(1)住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準（昭和56年5月31日まで）の木造住宅を対象に年間約600棟戸別訪問し、耐震化の必要性について啓発し、補助金等の案内も併せて行う。（令和11年までに市内の対象住宅を全戸実施） <p>(2)耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 精密診断を受けた住宅所有者に対し、補助額等の説明を行い、耐震改修を促す。 精密診断後、概ね1年経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメール送付により耐震改修を促す。 <p>(3)改修事業者等の技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ちば安心住宅リフォーム推進協議会が開催する説明会を案内し、参加を促す。 <p>(4)耐震化の必要性に係る普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌等を通じて耐震改修の必要性について周知する。 耐震化の必要性に係る普及・啓発のための展示を実施する。 市が実施する耐震化支援補助制度の内容が記載されたチラシを配布する。 <p>【財政的支援】</p> <p>対象住宅の耐震診断費及び耐震改修費に係る補助をおこなう 〔令和7年度補助拡大〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事の補助限度額を115万円に拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断費補助 …20棟 木造住宅耐震改修費補助 …13棟 <p>令和6年度までの実績 （3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 木造住宅耐震診断費補助 …32棟 木造住宅耐震改修費補助 …8棟 令和5年度 木造住宅耐震診断費補助 …6棟 木造住宅耐震改修費補助 …6棟 令和4年度 木造住宅耐震診断費補助 …6棟 木造住宅耐震改修費補助 …3棟

自己評価	令和6年度の実績	令和6年度の課題
	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌・広報テレビモニター・チラシ等を通じ、耐震化の必要性及び補助制度に係る啓発を行った。 耐震化の必要性に係る普及・啓発のための展示を市庁舎市民協働スペースにて7日間実施した。 旧耐震基準の木造住宅を対象とした戸別訪問を、鷺沼台・津田沼地区のうち559棟実施し、耐震化の必要性についての啓発を行った。 旧耐震基準の木造住宅を対象とした無料耐震診断を69棟行った。 	<p>耐震改修促進計画による住宅の耐震化率の目標（95%）の実現に向け、耐震化が必要な住宅の耐震化を進める必要がある。</p> <p>改善策</p> <p>耐震化の促進については、耐震化の必要性や補助制度の周知が重要であるため、戸別訪問等の周知活動を継続して行い、耐震化の促進を図る。また、高齢者が安心して耐震改修をおこなうための一つの方法として住宅金融支援機構の【リバース60】の案内を行う。</p>